

庄内みどり農業協同組合
酒田市介護予防・日常生活支援総合事業における
通所型サービス（指定介護予防通所介護相当、通所型サービスA）運営規程

平成29年2月27日制定

【事業の目的】

第1条 庄内みどり農業協同組合が開設する JA庄内みどりデイサービス 結い・なかひらた（以下「事業所」という。）が行う、酒田市介護予防・日常生活支援総合事業における通所型サービス（指定介護予防通所介護相当、通所型サービスA）（以下「事業」という。）の事業は、要支援状態等の利用者に対しその利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援や機能訓練等を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すことを目的とする。

【運営の方針】

- 第2条 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 2 事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、酒田市、地域包括支援センター、他のサービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
 - 3 通所型サービス（指定介護予防通所介護相当、通所型サービスA）の提供に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、関係機関への情報提供を行う。
 - 4 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、通所介護職員に対し、研修を実施する等の措置を講じる。
 - 5 前各項のほか、酒田市が定める基準及びその関係法令等の内容を遵守し、事業を実施するものとする。

【事業所の名称等】

- 第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
- 一 名 称 JA庄内みどりデイサービス 結い・なかひらた
 - 二 所在地 山形県酒田市熊手島字道の下熊興屋17番1

【従業者の職種、員数及び職務の内容】

- 第4条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名（常勤・生活相談員と兼務可）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、通所型サービス（指定介護予防通所介護相当、通所型サービスA）の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。
- 二 生活相談員 1名以上（管理者等と兼務可）
生活相談員は、利用者及び利用者家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう事業所内のサービスの調整や他のサービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者等との連携を行う。
- 三 看護職員 1名以上（機能訓練指導員と兼務可）
看護職員は、利用者の健康管理及び看護を行うとともに、事業所における衛生管理等の業務を行う。
- 四 介護職員（従事者） 2名以上
介護職員（従事者）は、利用者の必要な日常生活上の支援等を行う。
- 五 機能訓練指導員 1名以上（看護職員と兼務可）
機能訓練指導員は、利用者が心身の状況に応じて自立した日常生活を営むのに必要な機能の維持又は向上のための機能訓練を行う。

【営業日及び営業時間】

- 第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から土曜日までとする（祝日含む）。但し年末年始12月31日～1月4日は除く。

- 二 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- 三 サービス提供時間 午前9時から午後4時30分までとする。

【利用定員等】

第6条 事業所の利用定員は、指定通所介護及び通所型サービス(介護予防通所介護相当サービス、通所型サービスA)を合計して、1日1単位28名とする。

【通所型サービス(指定介護予防通所介護相当、通所型サービスA)の内容】

第7条 通所型サービス(指定介護予防通所介護相当、通所型サービスA)の内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

- 一 機能訓練
- 二 アクティビティ(介護予防)
- 三 生活指導(相談・援助等)、レクリエーション
- 四 食事の提供
- 五 健康チェック
- 六 入浴
- 七 送迎 等

【利用料等】

第8条 通所型サービス(指定介護予防通所介護相当、通所型サービスA)を提供した場合の利用料の額は、酒田市が定める第一号事業支給費の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者から介護保険負担割合証に記載の割合に基づく額の支払いを受けるものとする。

2 前項に定める額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払いを受けるものとする。

- 一 食事の提供に要する費用 昼食600円
 - 二 入浴代 500円(通所型サービスA)
 - 三 おむつ代 実費
 - 四 全各号に掲げるもののほか、通所型サービス(指定介護予防通所介護相当、通所型サービスA)の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担せざることが適当と認められる費用について、実費を徴収する。
- 3 通所型サービス(指定介護予防通所介護相当、通所型サービスA)の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の費用の内容及び金額に關し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。
- 4 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し、事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

【通常の事業の実施地域】

第9条 通常の事業の実施地域は、酒田市とする。

【衛生管理等】

第10条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 一 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 二 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- 三 事業所において、通所介護職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

【サービス利用にあたっての留意事項】

第11条 利用者は通所型サービス(指定介護予防通所介護相当、通所型サービスA)の提供を受ける際に、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を事業所に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

【緊急時等における対応方法】

第12条 事業所の従業者は、通所型サービス（指定介護予防通所介護相当、通所型サービスA）の提供中に利用者の体調や容体の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告するものとする。

【事故発生時の対応】

第13条 事業所は、利用者に対する通所型サービス（指定介護予防通所介護相当、通所型サービスA）の提供により事故が発生した場合は、速やかに酒田市、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、通所型サービス（指定介護予防通所介護相当、通所型サービスA）の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行うものとする。

3 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

【非常災害対策】

第14条 非常災害に備えて、消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画を策定し、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備しそれらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行なうものとする。

2 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

【通所介護職員の資質向上】

第15条 事業所は、全ての通所介護職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、通所介護職員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

① 採用時研修 採用後3か月以内開催を基本とする。

② 繼続研修 年1回以上を基本とする。

【虐待防止に関する事項】

第16条 事業所は、利用者的人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

一 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行なうことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について通所介護職員に周知徹底を図る

二 虐待防止のための指針の整備

三 虐待を防止するための定期的な研修の実施

四 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、通所介護職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを地域包括支援センター、酒田市に通報するものとする。

【業務継続計画の策定等】

第17条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する通所型サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、通所介護職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

【地域との連携等】

第18条 事業所は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

【ハラスメント対策】

第19条 事業所は、適切な通所型サービスの提供を確保する観点から、事業所及び事業所関係者以外のサービス利用者等において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相

当な範囲を超えたものにより通所介護職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

【苦情処理】

第20条 事業所は、通所型サービス（指定介護予防通所介護相当、通所型サービスA）の提供に係る利用者及びその家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するために、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及びその家族に説明するものとする。

【秘密保持】

第21条 事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。この秘密保持義務は、利用者との契約終了後においても同様とする。

2 事業所は、従業者であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、なくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容とする。

3 事業所は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により同意を得ておくものとする。

【記録の整備】

第22条 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

2 事業所は、利用者に対する通所型サービス（指定介護予防通所介護相当、通所型サービスA）の提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

【その他運営に関する留意事項】

第23条 事業所は、従業者の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとする。

一 採用時研修 採用後3ヶ月以内

二 継続研修 年1回以上

2 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は代表理事組合長が定めるものとする。

【規程の改廃】

第24条 本規程の改廃は、理事会の議決をもって行う。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程の変更は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程の変更は、令和4年4月1日から施行する。